

1.医療に関する統計

• 医療施設調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	以下2つの調査で構成される： <ul style="list-style-type: none">医療施設静態調査：診療科目及び患者数、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況、救急病院・診療所の告示の有無、診療及び検査の実施の状況などを調査。医療施設動態調査：診療科目、許可病床数などを調査。
調査頻度	静態調査は3年ごと、動態調査は届出の都度・結果は毎月公表
調査対象	<ul style="list-style-type: none">静態調査：調査時点で開設している全ての医療施設動態調査：医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
抽出方法	全数調査

1.医療に関する統計

● 患者調査（厚生労働省）

所蔵	医分館(研究室)
内容	病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得るための調査。 入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、紹介の状況などを調査。
調査頻度	3年ごと
調査対象	全国の医療施設を利用する患者
抽出方法	<ul style="list-style-type: none">• 500床以上の医療施設を利用する患者：悉皆調査• 500床未満の医療施設を利用する患者：標本調査。病院の入院については二次医療圏(複数の市町村単位)ごと、病院の外来・一般診療所・歯科診療所については都道府県ごとに層化無作為抽出。

1.医療に関する統計

• 医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする調査。
調査頻度	2年ごと
調査対象	日本国内に住所がある以下の者： <ul style="list-style-type: none">• 医師法第6条第3項により届け出た医師• 歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師• 薬剤師法第9条により届け出た薬剤師
抽出方法	全数調査

1.医療に関する統計

● 国民医療費（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<p>当該年度内の医療機関等における傷病の治療に要する費用を中心に厚生労働省が推計するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医科・歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれる。・ 保険診療の対象とならない評価療養（先進医療等）、選定療養（特別の病室への入院、歯科の金属材料等）、不妊治療における生殖補助医療等に要した費用は含まない。・ 傷病の治療費に限るため、正常な妊娠・分娩に要する費用、健康診断・予防接種等に要する費用、義眼や義肢等の費用も含まない。
公開頻度	毎年
作成方法	<u>統計の作成方法</u> を参照

1.医療に関する統計

● 薬事工業生産動態統計調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品の生産の実態等を明らかにするための調査。・ 調査事項：月間生産（輸入）・出荷・在庫金額及び数量、月末在籍従業者数（医薬品に係る製造所のみ）、月間臨時従業者延数（医薬品に係る製造所のみ）
調査頻度	毎月
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品等を製造販売する事務所・ 医薬品等を製造する製造所。 ※平成31年1月から調査廃止
抽出方法	全数調査

1.医療に関する統計

• 医薬品・医療機器産業実態調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品・医療機器製造販売業及び卸売業の経営実態を把握する調査。・ 調査事項：調査年度前年度分の決算、決算日現在における従業員の状態、医薬品・医療機器の売上高の状態等
調査頻度	毎年
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 医薬品を製造販売する者の本社（本店）・ 医薬品を販売する者の本社（本店）・ 医療機器を製造販売する者の本社（本店）・ 医療機器を販売する者の本社（本店）
抽出方法	全数調査

2.保健衛生に関する統計

• 衛生行政報告例（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握するための調査。調査事項：精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、特定疾患（難病）関係、狂犬病予防関係隔年で調理師、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復、歯科衛生士・歯科技工士・歯科技工所、保健師・助産師・看護師・准看護師について調査。
調査頻度	毎年
調査対象	都道府県、指定都市及び中核市
抽出方法	全数調査

2.保健衛生に関する統計

• 地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">• 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした保健施策の展開等について、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握するための調査。• 地域保健事業：母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の設置状況等• 健康増進事業：健康手帳の交付、健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診等
調査頻度	毎年
調査対象	全国の保健所及び市区町村
抽出方法	全数調査

2.保健衛生に関する統計

● 国民健康・栄養調査（厚生労働省）

所蔵	『国民健康・栄養の現状』 中央参白 498.55 Ko
内容	<ul style="list-style-type: none">・国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするための調査。・身体状況について:身長、体重、腹囲、血圧、血液検査等・栄養摂取状況について:食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況(欠食・外食等)・生活習慣について:食生活、身体活動・運動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般
調査頻度	毎年
調査対象	国内の世帯及び世帯員(調査年11月1日現在で満1歳以上)
抽出方法	標本調査 <ul style="list-style-type: none">・調査年の国民生活基礎調査において設定された単位区から層化無作為抽出。

3.福祉に関する統計

• 社会福祉施設等調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">• 全国の社会福祉施設（老人ホーム、保育所、児童放課後デイサービスなど）の実態を把握するための調査。• 基本票：施設・事業所の基本情報、設置・経営主体、定員などを調査。• 詳細票：在所者の状況、従事者数、サービスの種類と提供状況（利用者数等）などを調査。
調査頻度	毎年
調査対象	都道府県・指定都市・中核市にある <u>社会福祉施設等</u>
抽出方法	全数調査

3.福祉に関する統計

・ 介護サービス施設・事業所調査 (厚生労働省)

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 全国の介護サービスの状況を把握するための調査。・ 施設について:活動状況、定員、在所者・利用者数、居室等の状況、従事者数などを調査。・ 利用者について:要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)などを調査。
調査頻度	毎年
調査対象	<ul style="list-style-type: none">・ 都道府県にある介護サービス施設・事業所・ 介護保険施設及び訪問看護ステーションの入所者・利用者
抽出方法	<ul style="list-style-type: none">・ 施設・事業所は全数調査・ 利用者は標本調査。入所者・利用者の半数を抽出。(ただし介護療養型医療施設である診療所の入所者、全施設の9月中の退所者については全数。)

3.福祉に関する統計

• 福祉行政報告例（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">• 社会福祉行政の実態を数量的に把握するための調査。• 調査事項: 身体障害者福祉、障害者総合支援、特別児童扶養手当、知的障害者福祉、老人福祉、婦人保護、民生委員、社会福祉法人、児童福祉、母子保健、児童扶養手当、戦傷病者特別援護、中国残留邦人等支援給付等
調査頻度	毎月
調査対象	都道府県、指定都市及び中核市
抽出方法	全数調査

3.福祉に関する統計

• 被保護者調査（厚生労働省）

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">生活保護法に基づく保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握するための調査。受給者数、受給者の世帯の状況（高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯など）などがわかる。
調査頻度	毎月
調査対象	都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所
抽出方法	全数調査

3.福祉に関する統計

• 社会保障費用統計 (国立社会保障・人口問題研究所)

所蔵	なし
内容	<ul style="list-style-type: none">• ILO(国際労働機関)基準の社会保障給付費及びOECD(経済協力開発機構)基準の社会支出について取りまとめたもの。• ILO基準の社会保障給付費<ul style="list-style-type: none">• 社会保険制度、家族手当制度、公衆衛生サービス、社会福祉制度など。• OECD基準の社会支出<ul style="list-style-type: none">• 人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給。• 集計においては制度による支出のみを社会支出とし、人々の直接の財・サービスの購入などは含まない。
公開頻度	毎年